

大阪市公告第39号

次の医療法（昭和23年法律第205号）第6条の8第3項、第25条第5項において準用する同法第6条の8第3項並びに第63条第2項において準用する同法第6条の8第3項（同法第70条の20において読み替えて準用する場合を含む。）、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第10条第2項、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第27条第2項、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第21条第2項並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条第12項及び第35条第2項の規定による立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書は、亡失した旨の届出があったので、亡失した日から無効とする。

令和7年7月28日

大阪市長 横山 英幸

証票番号	氏名	発行年月日	亡失年月日
6021511	岡田 義宣	令和6年4月1日	令和7年4月1日

（健康局総務部総務課）